

介護保険の給付対象となる住宅改修の取扱いについて

令和2年2月19日改正

1. 住宅改修費の支給に係る住宅改修の種類

(1) 手すりの取付け

廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防若しくは移動又は移乗動作を円滑に行うことを目的として設置するものが該当します。（福祉用具の貸与に該当する「手すり」は除かれます。）

(2) 段差の解消

居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するための住宅改修をいい、具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げなどが該当します。（福祉用具の貸与に該当する「スロープ」又は福祉用具の購入に該当する「浴室内すのこ」を置くことによる床段差の解消は除かれます。）

昇降機、リフト、段差解消機等動力により床段差を解消する機器を設置する工事は除かれます。

(3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

居室においては畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更などが該当します。また、玄関から道路までの通路面のコンクリート舗装、タイル舗装等も該当します。

(4) 引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置なども該当します。ただし、引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置はこれに含まれず、動力部分の費用相当額は、保険給付の対象となりません。

(5) 洋式便器等への便器の取替え

和式便器を洋式便器に取り替える場合や、既存の便器の位置や向きを変更する場合は該当します。（福祉用具の購入に該当する「腰掛便座」の設置は除かれます。）

また、和式便器から、暖房便座や洗浄機能等が付加されている一体型の洋式便器への取替えは含まれますが、既に洋式便器である場合のこれらの機能等の付加は含まれません。

さらに、非水洗和式便器から水洗洋式便器又は簡易水洗洋式便器に取り替える場合は、当該工事のうち水洗化又は簡易水洗化の部分は含まれず、その費用相当額は保険給付の対象となりません。

(6) その他(1)から(5)の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

①手すりの取付けのための壁の下地補強等

②浴室の床の段差解消(浴室の床のかさ上げ)に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置

- ③床材の変更のための下地の補修や根太の補強等、通路面の材料の変更に伴う路盤の整備
- ④扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事等
- ⑤便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く。）、便器の取替えに伴う床材の変更等。

2. 保険給付の額

要支援、要介護状態区分及び期間にかかわらず20万円までの住宅改修を行うことが可能で、かかった工事費用から自己負担額（1割・2割3割のいずれか）を除いた額が保険給付となります。（実際に行った住宅改修の設計及び積算の費用も含まれます。）

3. 事前申請の手続き

着工前に必要な書類を揃え、事前申請をして下さい。

4. 事前申請時の提出書類

（1）介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書

※支払方法により、償還払いと受領委任払いから選ぶことができます。
詳しくは、10. その他（2）をご覧ください。

（2）住宅改修が必要な理由書

被保険者の心身の状況及び日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の導入状況等を総合的に勘案し、必要な住宅改修の工事種別とその選定理由を記載して下さい。

理由書の作成は、居宅サービス計画作成を依頼している介護支援専門員に依頼して下さい。（利用者の費用負担はありません。）

居宅サービス計画作成を依頼していない場合は、高齢介護課窓口で相談して下さい。

（3）工事費見積書

工事費見積書には、支給対象となる工事を行う箇所毎に、内容及び規模を明記し、施工費、諸経費等を適切に区分して下さい。また、手すり、便器等で既製品を使用する場合は、カタログ等の写しも添付して下さい。

（4）工事図面

工事図面は、改修を行う家屋全体の平面図を添付して下さい。段差の解消工事をする場合は、その部分の寸法の入った側面図も記載して下さい。また、手すりの取付け等の工事で壁の下地補強等が必要な場合は、その理由等も記載して下さい。

（5）改修前の状態を確認できる書類等

便所、浴室、廊下等の箇所ごとの改修前の写真とし、撮影日のわかるものとして下さい。また、段差の解消工事をする場合は、スケールをあてるなど段差がわかるように撮影して下さい。

（6）住宅の所有者の承諾書

借家等で改修工事を行う場合は、所有者の承諾書を添付して下さい。
(本人所有でない場合は、親族でも承諾書が必要となります。)

5. 支給申請の手続き

工事終了後必要な書類を揃え、支給申請をして下さい。

6. 支給申請時の提出書類

(1) 領収証

領収証には住宅改修費の支給対象とならない工事費の費用が含まれていてもかまいません。また、領収証のあて名は、被保険者本人の名前とし、但し書も必ず記載して下さい。

※償還払いと受領委任払いで領収金額が異なります。詳しくは、10. その他(2)をご覧ください。

(2) 工事費内訳書

工事費見積と変わりがない場合は必要ありません。

(3) 改修後の状態を確認できる書類等

改修を行った箇所ごとのそれぞれの写真とし、撮影日のわかるものとして下さい。

7. 新築又は増改築の場合

住宅の新築及び新たに居室を設ける場合等の増築は、住宅改修とは認められないので住宅改修費の支給対象とはなりません。

8. 住宅改修のできる家屋

介護保険被保険者証に記載されている住所(住民登録のされている住所)の家屋となります。

ただし、施設にご入所している場合や住所地以外が生活の場となっている場合は原則対象となりません。

9. 被保険者等自らが住宅改修を行った場合

被保険者等自らが住宅改修のための材料を購入し、本人又は家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費は住宅改修費の支給対象となります。

この場合、領収証は材料を販売した者が発行したものとし、これに添付する内訳書は、使用した材料の内訳を記載した書類を本人又は家族等が作成して下さい。

なお、この場合であっても、住宅改修が必要な理由書、改修前後の状態を確認できる書類等は必要です。

10. その他

(1) 住宅改修を行うときは、必ず事前に申請をしてください。事前申請がない場合には原則保険給付できませんのでご注意下さい。

(2) 申請方法は償還払い（本人が工事費用の全額を支払い、自己負担分を除いた額を市役所より本人に支払う方法）と、受領委任払い（本人が保険適用額の自己負担分（1割・2割・3割いずれか）を施工業者に支払い、残りの保険適用額を市役所から直接施工業者に支払う方法）があります。

例 工事費用の総額が20万円で、本人自己負担分1割の場合

<償還払い>

本人支払額（領収書の額）	・・・20万円
市役所より本人へ支払う額	・・・18万円

<受領委任払い>

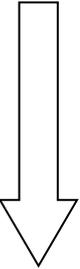
本人支払額（領収書の額）	・・・2万円
市役所より施工業者へ支払う額	・・・18万円

(3) 介護支援専門員以外のかたが、住宅改修が必要な理由書を作成する場合は、必ず介護支援専門員と連携をして住宅改修を行って下さい。

※住宅改修の手順

1. ケアマネジャー等への相談

 - ・認定を受けたかたの身体の状態、住宅の状況、生活動線などを勘案し、住宅改修の内容を検討します。
2. 施工事業者の決定

 - ・工事内容により複数の施工事業者より見積書を取りよせるなどで施工事業者を決定します。
3. 高齢介護課への事前の申請

 - ・介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書、工事見積書、工事図面、改修前の日付入り写真、住宅改修が必要な理由書などを持参のうえ、高齢介護課に事前申請をします。
 - ・高齢介護課は給付できる改修部分を決定し、申請者に通知します。
4. 着工 ～ 完成 ～ 支払い

 - ・撮影日のわかる改修後の写真を撮影します。
5. 完成後に必要な書類の提出

 - ・改修後の日付入り写真、領収証を提出します。
6. 保険給付
 - ・申請書を提出した月の翌月に被保険者本人の口座に振込まれます。また、受領委任払いの場合は、直接施工業者の口座に振込まれます。